2019年度 公益財団法人 日本アウトワード・バウンド協会 教員免許状更新講習受講申込書 【申し込みコース】*必ずご記入ください。

引催場所/			開催日程/	年_	月	日	~ 月 日
ふりがな 氏 名			申込印	生年月日	年 月	日	
連 絡 先	(〒 一) 都道 府県	市区 町村					(顔写真) 縦 36~40 横 24~30 mm
	(TEL) —	_	(携帯)	_	_		
受講対象者 の区分 ※①~⑤の中	①幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・幼保連携型認定こども園に勤務している教育職員・教育の職にある者	校長(園長 教諭 養護教諭 主幹保育 実習助手	当職を〇で囲んでくだ 長) 副校長(副I 助教諭 講師 養護助教諭 教諭 指導保育 寄宿舎指導員	園長) 教 栄養教諭 「教諭 保 し 学校栄	育教諭 助 ⁶ 養職員 養	保育教諭 護職員	·····································
から該当する 区分に記入し てください。	て任命又は雇用される (見込みのある)者 (多数員勤務経験者	(任命・雇用していた任命権者・学校法人・国立大学法人等元勤務先)					
	④認定こども園及び認可保育所 する認可外保育施設に勤務す		稚園と同一の設	置者が設置	(勤務先)		
	⑤その他	(勤務先)			(職名)		

○ 所持する免許状についてすべて記入してください。

(受講期間を正しく把握するため、お持ちの免許状をすべて記入してください)

免許状の種類	教科・特別支援教育領域等	授与年月日			有効期間の満了の日※				
		昭和・平成	年	月	日	平成	年	月	日
		昭和・平成	年	月	日	平成	年	月	日
		昭和・平成	年	月	日	平成	年	月	日
		昭和・平成	年	月	日	平成	年	月	日
		昭和・平成	年	月	日	平成	年	月	日

[※] 所持する免許状が上記以外にある場合、それらの免許状について、別紙に記入し添付してください。

^{※「}有効期間の満了の日」欄は、新免許状所持者のみ、免許状に記載された日付を記載してください。

修了確認期限(旧免許状所持者) ※既に修了確認もしくは延期・免除をした場合は、証明書に記載の「次の修了確認期限」を記入	平成	年	月	日
有効期間の満了の年月日(新免許状所持者) ※複数の新免許状を所持している場合は、最も遅い満了日を記入	平成	年	月	日

〇裏面(または 2 ページ目)について χ [証明者記入様式] に校長等により受講対象者であることの証明を受け、本申込書に添付してください。

【記入後、裏面(2ページ目)と共に送付してください】

(受講者)

ふりがな	生年	年	月	В
氏 名	月日	,	,,	

上記記載の受講者が受講対象者として該当している区分に「〇」を付けてください。

	受講対象者の区分	該当 区分
	教育職員(主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師)(免許法第9条の3Ⅲ①)	
教育職員•	校長(園長)、副校長(副園長)、教頭、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、養護職員(免許状更新講習規則第9条I①)	
教育の職	指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者(免許状更新講習規則第9条 I ②)	
	国・地方公共団体の職員等で、上記の者に準ずる者として免許管理者が定める者(免許状更新講習規則第9条I③)	
	その他文部科学大臣が定める者(免許状更新講習規則第9条 I ④)	
	教員採用内定者 (免許法第9条の3Ⅲ②)	
教員採用内	教員勤務経験者(免許状更新講習規則第9条Ⅱ①)	
定者• 教員採用内	認定こども園及び認可保育所の保育士 (免許状更新講習規則第9条 II ②)	
安貴は市内 定者に準ず る者	幼稚園と同一の設置者が設置する認可外保育施設に勤務する保育士 (免許状更新講習規則第9条Ⅱ②)	
y n	教育職員となることが見込まれる者(臨時任用リスト搭載者等) (免許状更新講習規則第9条 II ③)	

上記記載の者は上図該当区分のとおり、教育職員免許法第9条の3第3項又は免許状更新講習規則第9条に 規定する受講対象者であることを証明する。

年 月 日

(機関名・役職名)

証 明 者 名

(氏 名)

印

【記入後、1~2ページを郵便にて送付してください】

『送付先』

〒116-0013 東京都荒川区西日暮里 5-38-5 日能研ビル 2 階 公益財団法人 日本アウトワード・バウンド協会

担当:志村/石田

*本ページ以降は参考資料です。送付不要です。

【参考資料】

以下は参考資料です。問い合わせは文部科学省または教育員会までお願いします。

〇旧免許状と新免許状の見分け方〔受講者本人確認用〕

<旧免許状>

平成21年3月31日まで(教員免許更新制が導入される前まで)に授与された教員免許状のこと。有効期限として、生年月日等によって「最初の修了確認期限」が割り振られています。

ただし、既に修了確認、延期又は免除等の手続きを行ったことがある場合、その際に発行された「更新講習修了確認証明書」等に記載された「次の修了確認期限」が現在の修了確認期限となります。

<新免許状>

平成21年4月1日以降(教員免許更新制の導入後)に初めて授与された教員免許状のこと。有効期限として、教員免許状自体に「有効期間の満了の日」が記載されています。

「有効期間の満了の日」が異なる複数の新免許状を所持する場合、すべての免許状の有効期間は、最も遅い「有効期間の満了の日」に自動的に統一されます。

- ※もともと旧免許状を所持している場合は、平成21年4月1日以降に新しく教員免許状を授与された場合でも、その教員免許状は新免許状ではなく、旧免許状として授与されます。旧免許状と新免許状を両方持つ、ということはありません。
- ※免許状更新講習は、旧免許状所持者の修了確認期限又は新免許状の有効期間の満了の日(複数の新免許状を所持する場合は最も遅い日に統一された日)の2年2ヶ月前から受講を開始することができます。それより前に受講することはできませんので、お間違えのないよう十分御確認ください。

【参考資料】

○受講対象者の証明方法について〔証明者記入様式〕

	受講対象者の区分	証明の方法(※注)			
	教育職員(主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教	公立学校	校長の証明		
	論、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教 諭、保育教諭、助保育教諭、講師) (免許法第9条の3Ⅲ①) 校長(園長)、副校長(副園長)、教頭、実習助手、寄 宿舎指導員、学校栄養職員、養護職員 (免許状更新講習規則第9条Ⅰ①)		※校長本人の場合は教育委員会 		
		国立学校	※校長本人の場合は法人の長		
		私立学校	校長の証明		
教育職員•		ALTIX	※校長本人の場合は法人の長		
教育の職		共同調理場に勤務	場長の証明		
教育の戦		する学校栄養職員	※場長本人の場合は教育委員会		
	指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者第9条 I ②)	任命権者の証明			
	国・地方公共団体の職員等で、上記の者に準ずる者として 者(免許状更新講習規則第9条 I ③)	任命権者又は雇用者の証明			
	その他文部科学大臣が定める者(免許状更新講習規則第9	その者の任命権者・雇用者の証明			
	教員採用内定者 (免許法第9条の3Ⅲ②)		任用又は雇用予定の者の証明		
教員採用内	教員勤務経験者(免許状更新講習規則第9条Ⅱ①)	任用又は雇用していた者の証明			
定者 · 教員採用内	認定こども園及び認可保育所の保育士 (免許状更新講習規則第9条Ⅱ②)	当該施設の長の証明			
教員採用内 定者に準ず る者	幼稚園と同一の設置者が設置する認可外保育施設に勤務す (免許状更新講習規則第9条Ⅱ②)	当該施設の設置者の証明			
υ	教育職員となることが見込まれる者(臨時任用リスト搭載 講習規則第9条Ⅱ③)	任用又は雇用する可能性がある者の証明			

(※注) 証明者については例示であり、受講申し込みを行う者の任命権者が定めた者による証明であれば差し支えない。 (例えば、現職の公立学校教諭の証明者が校長ではなく教育委員会の教育事務所長であった場合など。)